




道路交通法改正に関するご案内（普通免許で運転できる自動車の大きさが変わります）

平成29年3月12日の道路交通法改正に伴い、新たに「準中型免許」が新設されます。

それに伴い、「普通免許」で運転できる自動車の大きさが変わります。

「普通免許」で運転できる自動車の大きさは、運転免許試験場での本免許学科試験に合格し、免許を取得された日によって変わります。

【改正前】平成29年3月10日までに普通免許を取得した場合		
車両総重量	最大積載量	
5ト未満	3ト未満	
		
【改正後】平成29年3月12日以降に普通免許を取得した場合		
車両総重量	最大積載量	
3.5ト未満	2ト未満	

乗用車タイプの運転には影響はございませんが、法改正施行日前迄の免許取得をおすすめします。

*平成29年3月10日（金）が試験場での最終学科試験日となります。